

私が見た北秋田

Kitaakita from My Eyes NO.74



**ショー
ヨリガン**

七五三

この間、家族そろって鷹巣神社で七五三をしました。双子の息子に、人生で初めて袴や羽織を着せました。「日本人じゃないのによく七五三をやりませぬ！」や「あなたの国に七五三みたいな行事はありますか？(ないです!）」とよく言われますが、これこそ日本に住んでみたいという気持ちになった理由の1つです。このような行事に日本の長い歴史が感じられ、小さいころから日本の美意識に興味を持つきっかけになり、今でも懂れています。しかし、形は違いますが、子どもがプレゼントをもらったり、家族の健康を祈ったり「あらっ、ない!」と気付いたものを急いでネットショッピングで買ったりするのは、自分の国の風習にも似ているところ。国際的になってくる社会なので、七五三など日本の文化に興味のある人に届くように、情報共有したくなります。

ちなみに、2人が着ている羽織は、模様がお互い全く違います。やはり、普段から、なかなか「おそろい」や「色違い」が手に入らないことが、双子を育てている大変なところなのですよ!



北秋田市地域おこし協力隊
きたあきたの魅力発掘
vol.57

2年目に入ります

地域おこし協力隊の佐藤健太です。協力隊として活動してから今年12月で1年が経ちます。1年目は2年目以降の活動の肥やしとするために、様々な資格を取得することを目的として活動してきました。

1つ目は、ドローン操縦士です。鳥のように上空から俯瞰する映像を撮りたくて資格を取得しました。人が簡単に行けない滝や森吉山麓上空を撮っています。

2つ目は、星のソムリエ(星空案内人)です。こちらは資格取得を目指し勉強中ですが、モンベル主催のイベントで、星空観察会の講師をする機会があり、秋の星座の案内をしました。当日の夜は素晴らしい星空が見え、参加者にも大変喜ばれました。

3つ目は、登山ガイドです。森吉山の魅力を県内外の方に直接伝えたくて検定試験を受け合格し、登山ガイドの認定を受けました。



▲星空観察前の星の解説の様子(筆者:真ん中)

ました。今後、ガイド協会への登録を経て、登山ガイドを始めます。よろしければ、個人ガイドの申込みをお待ちしています。2年目は、取得した資格等を活かして、ドローン撮影した映像等の情報発信や、登山ガイドや星空案内人として、県内外の方と交流しながら森吉山と北秋田市の魅力を伝えていきたいと思っています。

北秋田市の皆さま、今後ともどうぞよろしくお願ひします。

佐藤 健太 隊員

市長ダイアリー

◇10月16日～11月15日

- 18日(火)▽秋田県国有林野等所在市町村長有志協議会(秋田市)
- 19日(水)▽第181回東北市長会総会(山形市)
- 20日(木)▽新年度予算編成方針打合せ(本庁舎)
- 22日(土)▽北秋田市「産業祭」開会テープカット(鷹巣体育館)▽北秋田市「文化祭」芸術文化表彰授与式(文化会館)
- 23日(日)▽北秋田市「産業祭」農産物表彰(鷹巣体育館)
- 25日(火)▽中嶋オリックス「目指せ日本一」応援ブリックビューイング(コムコム)
- 27日(木)▽定例記者会見(本庁舎)▽総合教育会議(コムコム)
- 28日(金)▽金田勝年国会議員在職永年表彰を祝う会(東京都)
- 29日(土)▽森吉山ダム10周年記念シンポジウム(コムコム)
- 30日(日)▽池上朝子北秋田市豪雨水害復興支援コンサート(コムコム)
- 31日(月)▽北秋田市老人クラブ連合会知事表彰等受賞報告会(本庁舎)▽子ども権利の集いin森吉中(森吉中学校)
- 1日(火)▽第2回秋田県伝統的工芸品月間推進協議会(秋田市)▽第2回秋田内陸縦貫鉄道(株)取締役会(秋田市)
- 2日(水)▽東北国道協議会総決起大会(盛岡市)
- 4日(金)▽国道整備促進期成同盟会合同要望(秋田市)▽能代市
- 5日(土)▽北秋田市食育推進事業「食育フェスタ」(コムコム)
- 7日(月)▽北秋田市農政意見交換会(本庁舎)▽国道105号大曲・鷹巣道路整備促進フォーラム(コムコム)
- 8日(火)▽北秋田市議会全員協議会(本庁舎)
- 9日(水)▽大館能代空港利用促進協議会要望活動(東京都)▽安全・安心の道づくりを求める全国大会(東京都)
- 11日(金)▽第18回北秋田市社会福祉大会(文化会館)
- 12日(土)▽第47回地域の医療を考える集い(コムコム)
- 13日(日)▽鷹巣婦人団体連絡協議会「輝け!女性の集い」映像で見る講演会・アトラクション(文化会館)
- 14日(月)▽北秋田市花だんコンクール表彰式(コムコム)▽秋田県市長会表彰伝達式(市職員勤続30年)(本庁舎)
- 15日(火)▽国道整備期成同盟会合同要望活動(仙台市)

男女共同参画 第9回

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

令和元年5月に成立した「改正労働施策総合推進法」(通称「パワハラ防止法」)では、パワハラをこのように定義しています。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)

この①～③までの要件を全て満たすものがパワハラとなります。

優越的な関係は、職務上の地位に限らず、その行為者に対して、抵抗や拒絶することが出来ない状況にある場合などは、同僚や部下による言動でもパワハラに該当する場合があります。

今年の4月から、大企業だけでなく、中小企業にも「パワハラメント防止措置」が義務付けられ、事業主は、職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じる義務があり、適切な措置を講じていない場合は是正指導の対象となりました。

職場内におけるパワハラ、セクハラなどの数々のハラスメントは、その会社の印象が悪くなったり、離職者が発生し貴重な人材を損失することにつながるなど、企業にとっても大きな問題となり、ハラスメントのない職場づくりに向けて積極的に取り組むことが必要です。

相談窓口の設置や周知、ハラスメントについての知識を身に付ける機会を設けるなど、働きやすい職場づくりの他、良好な人間関係を保つために、自分自身でもハラスメントについて考えてみましょう。



▲厚生労働省「あかるい職場応援団」